

令和5年8月1日 更新

# 『褥瘡予防における指針』

介護老人保健施設 玉串すみれ苑  
褥瘡・感染委員会

## 褥瘡予防における指針

### 1. 総則

介護老人保健施設玉串すみれ苑（以下「当施設」という）は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡対策指針を定めるものである。

### 2. 職員の責務

当施設の職員は、褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

### 3. 褥瘡・感染委員会とその他施設内の組織に関する事項

- (1) 褥瘡予防に努める観点から褥瘡・感染症委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- (2) 委員会は次に掲げるもので構成する。
  - ・施設長
  - ・看護職員
  - ・介護職員
  - ・薬剤師
  - ・理学療法士
  - ・管理栄養士
  - ・介護支援専門員
  - ・デイケア責任者
- (3) 責任者は担当者任命することができ、担当者は褥瘡予防対策担当者として褥瘡予防対策を適切に実施できる体制を整備する。
- (4) 委員会は毎月1回開催（褥瘡の状況に応じて緊急開催）し、次に掲げる事項について協議する。

- ・施設内における褥瘡及び合併する感染症の予防体制の確立に関すること
- ・褥瘡予防に関する情報の収集に関すること
- ・施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関すること
- ・褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関すること
- ・職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の実施に関すること
- ・その他、当施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること

#### 4. 褥瘡予防手順

##### (1) 褥瘡予防のための計画の作成

褥瘡予防対策担当者は、別に定める基準に規定される褥瘡のハイリスク者に対し褥瘡予防のための計画を作成する。

##### (2) 褥瘡予防の実践

介護職員等は、褥瘡予防計画に則り、別に定めるマニュアルにしたがって、日常的なケアにおいて褥瘡予防の実践に努めなくてはならない。

##### (3) 褥瘡の評価

褥瘡予防対策担当者は、褥瘡予防計画にしたがって、適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

#### 5. 褥瘡対策に関する研修

(1) 褥瘡に関する基本的メカニズムを理解し、適切な知識の普及・啓発をすることで職員全体の褥瘡予防に対する意識を向上することを目的に研修を行う。

(2) 職員研修は入所・通所事業に関わる職員を対象に年1回、及び職員採用時に実施する。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者、内部研修・外部研修の参加実績等を記録し保存する。

## 6. 外部専門機関の活用

施設長は、施設外の専門家に依頼し、職員が褥瘡対策についての相談、指導等を積極的に受けることができる、体制を整備するように努める。

## 7. その他

### (1) 記録の保管

褥瘡・感染症委員会の審議内容等、施設内における褥瘡予防に関する諸記録は5年間保管する。

### (2) 指針等の見直し

本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル類等は褥瘡対策委員会において、定期的に見直し必要に応じて改正するものとする。

## 8. 褥瘡予防のための指針の閲覧について

この指針は、当苑施設に掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。